

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、神埼市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 8 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（MMS によるデータ計測及び数値図化）
- 2 作業期間 令和 7 年 8 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 神埼市全域